

## 緑化推進事業補助金等交付事務取扱要領

### (趣 旨)

第1 緑化推進事業の事務取扱については、緑化推進事業補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (事業計画書の提出)

第2 要綱第3の規定による当該事業計画書の提出は、地区郷土緑化推進委員会委員長(以下「地区委員長」という。)を経由するものとし、地区委員長は当該事業計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、別記様式第1号により、公益社団法人群馬県緑化推進委員会理事長(以下「理事長」という。)の定める日までに、理事長に進達するものとする。

### (補助事業に要する経費の額等の内示)

第3 理事長は、当該事業計画書を審査し、適当と認めたときは、補助事業に要する経費の額等及び交付すべき補助金の額等を内定し、当該事業補助金等内示書(別記様式第2号)により、地区委員長を経由し、市町村長に通知するものとする。

### (補助金等の交付決定)

第4 理事長は、補助金等の交付決定をしたときは、補助金等交付決定通知書(別記様式第3号)により、地区委員長を経由し、市町村長に通知するものとする。

### (変更の承認等)

第5 理事長は、要綱第6の規定による変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を調査し、適当と認めたときは、補助金等変更交付決定通知書(別記様式第4号)により、地区委員長を経由し、市町村長に通知するものとする。

### (実績報告書の提出)

第6 地区委員長は、市町村長から要綱第7の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を調査し、適当と認めたときは、理事長に進達するものとする。

### (補助金の額等の確定)

第7 理事長は、実績報告の内容を調査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額等を確定し、

確定通知書（別記様式第5号）により、地区委員長を経由し、市町村長に通知するものとする。

（維持管理等）

第8 地区委員長は、事業完了後の施設の維持管理について、市町村長を指導するものとする。

（附 則）

- 1 この要領は昭和56年度事業から適用するものとする。
- 2 緑化推進事業実施要領（昭和50年3月25日定め）は廃止する。
- 3 この要領は昭和58年度事業から適用するものとする。
- 4 この要領は昭和60年度事業から適用するものとする。
- 5 この要領は昭和61年度事業から適用するものとする。
- 6 この要領は昭和62年度事業から適用するものとする。
- 7 この要領は平成20年度事業から適用するものとする。
- 8 この要領は平成23年5月12日から適用するものとする。
- 9 この要領は令和2年度事業から適用するものとする。
- 10 この要領は令和7年度事業から適用するものとする。

別記様式第1号

( )  
令和 年 月 日

公益社団法人

群馬県緑化推進委員会理事長 様

地区郷土緑化推進委員会委員長 印

令和 年度 緑化推進事業計画書について

このことについて、別紙のとおり進達します。

群緑 第 号  
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

公益社団法人

群馬県緑化推進委員会理事長 印

令和 年度 事業補助金等の  
内示について（通知）

このことについて、下記のとおり内示します。

なお、緑化推進事業補助金等交付要綱第4にもとづき、 月 日までに補助金等交付  
申請書を提出してください。

記

補助金額 円

令和 年度 事業補助金等交付決定通知書

群緑 第 号  
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

公益社団法人

群馬県緑化推進委員会理事長 印

令和 年 月 日付け 第 号により申請のあった、令和 年度  
事業補助金等について、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 補助対象事業は、令和 年度 事業とし、その内容は、補助金等交付申請書記載のとおりとする。
  - 2 補助金の額等は、次のとおりとする。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額等については、別に通知するところによる。
- 交付決定額 円
- 3 補助事業を完了すべき日は、令和 年 月 日とする。
  - 4 交付決定日前に着手している事業は補助対象外とする。
  - 5 補助事業者及び間接補助事業者は、自己又は自社の役員等が群馬県暴力団排除条例（平成22年条例第51号）第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員又は第3号の暴力団員等（以下「暴力団等」という。）であってはならない。
  - 6 補助事業の遂行において暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、理事長に報告し、警察に通報するものとする。
  - 7 その他補助条件は、緑化推進事業補助金等交付要綱に定めるとおりとする。
  - 8 補助金等は、補助条件に違反した場合は、その全部、又は一部を取り消すことがある。

令和 年度 事業補助金等変更交付決定通知書

群緑 第 号  
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

公益社団法人

群馬県緑化推進委員会理事長 印

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった事業の変更に  
ついては、下記のとおり承認します。

記

- |  |     |   |
|--|-----|---|
| 1 補助に要する経費の額                                       | 変更前 | 円 |
|  | 変更後 | 円 |
| 2 補助金の額  | 変更前 | 円 |
|  | 変更後 | 円 |
| 3 上記のほか交付条件等は、令和 年 月 日付け群緑第 号による交付決定通知<br>のとおりとする。 |     |   |

別記様式第5号

令和 年度

事業補助金等確定通知書

群緑 第 号  
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

公益社団法人

群馬県緑化推進委員会理事長 印

令和 年 月 日付け群緑第 号で交付決定の通知をした事業補助金の額等を、  
下記のとおり確定します。

記

確 定 額 円

